



2025年 5 月13日

各位

会 社 名 日本農薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩田 浩幸
(コード：4997、 東証プライム)
問合せ先 管理本部総務・法務部長 吉岡 正樹
(TEL. 0570-09-1177)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月18日開催予定の当社第126回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会の招集権者および議長をあらかじめ定款で定めず、取締役会において選定することにより、取締役会の運営に柔軟性を持たせることを目的とし、定款第21条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月18日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月18日（水）（予定）

以 上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第20条 (条文省略) (取締役会) 第21条 取締役会は取締役をもって構成する。 2. 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 3. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 4. <u>取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 5. 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 第22条～第34条 (条文省略) 附則 第1条 (条文省略)	第1条～第20条 (現行どおり) (取締役会) 第21条 取締役会は取締役をもって構成する。 2. 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 3. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 4. <u>前項に基づき定めた取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 5. 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 第22条～第34条 (現行どおり) 附則 第1条 (現行どおり)

以 上